

# 市民委員会資料

川崎市スポーツセンター条例等の一部改正に関する  
パブリックコメント手続について

資 料 川崎市スポーツセンター条例等の一部改正について

参考資料 パブリックコメント手続用資料

市民・こども局  
(平成24年8月22日)

# 川崎市スポーツセンター条例等の一部改正について

## 1 基本的考え方と検討の背景

### (1) 利用時間区分の見直しによる、利用機会の拡充

市民のスポーツ活動の拠点として設置しているとどろきアリーナ、スポーツセンター、石川記念武道館について、利用時間区分の見直しを行い、より多くの市民の皆様がスポーツセンター等を利用できるよう図る。

#### (背景)

- スポーツセンター等の団体利用については、事前に抽選を行っているが、ふれあいネットにおける年間平均抽選倍率は高いところで30倍を超えるなど、市民の皆様が希望どおりにスポーツセンター等を利用することが難しい状況となっている。
- 平成22年度に3,000人を対象（有効回収数1,182人）に行った「スポーツに関する市民アンケート」では、「今後重要だと思うスポーツ振興施策」の1位に「活動場所の確保」があがっている。
- より多くの市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう、利用形態の見直し等による既存スポーツ資産の有効活用について、現在本市で策定中の「川崎市スポーツ推進計画」に位置づけていく予定である。

### (2) 駐車場有料化による、利用適正化

現在、とどろきアリーナ、幸、多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は有料であるが、川崎市体育館、高津、宮前、麻生スポーツセンターは無料となっている。無料となっている駐車場を有料化することで、利用適正化を図る。

#### (背景)

- スポーツセンター等に自動車で来館される方の駐車場のうち無料となっている駐車場については、有料駐車場を利用する方及びバスや電車などの交通機関を利用する方との公平性など、受益者負担の観点から課題がある。
- 無料の駐車場には、スポーツセンター等を利用しない方の利用が見受けられる。
- 平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、平成21年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進し、有料化を開始している。
- 平成23～25年度の3か年を計画期間とする「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次行財政改革プラン～」において、公の施設に設置している駐車場の適正利用を推進することとしている。

## 2 対象施設・スケジュール

### (1) 利用時間区分の見直しによる、利用機会の拡充

川崎市とどろきアリーナ、川崎市幸スポーツセンター、川崎市高津スポーツセンター、川崎市宮前スポーツセンター、川崎市多摩スポーツセンター、川崎市麻生スポーツセンター、川崎市石川記念武道館を対象とし、利用時間区分を平成26年4月1日利用分から変更する。

なお、川崎市体育館については、平成26年度以降スポーツ・文化複合施設として整備が予定されているため、見直しの対象としない。

### (2) 駐車場有料化による、利用適正化

川崎市体育館、川崎市高津スポーツセンター、川崎市宮前スポーツセンター、川崎市麻生スポーツセンターを対象とし、平成25年4月1日から来館者が利用する駐車場を有料化する。

## 3 概要

### (1) 利用時間区分の見直しによる、利用機会の拡充

- 現在スポーツセンター等では、利用できる時間帯を①「午前：9時～12時（3時間）」、②「午後：13時～16時30分（3時間30分）」、③「夜間：17時30分～21時30分（4時間）」の3区分とし、各区分の間に点検整備等のための「中間時間」を1時間設けている。

この中間時間を10分に短縮し、各区分の時間を一律3時間とすることで1日の時間区分を4区分へ増加する。

これにより、とどろきアリーナのメイン・サブアリーナ及び体育室、スポーツセンターの大・小体育室及び武道室、石川記念武道館の柔道・剣道場の利用時間区分を合計で年間8,000区分以上増やし、利用機会の拡充を図ることができる。

- 会議室や研修室等の諸室については、大会開催の際に控え室や打ち合わせスペースとして利用するなど、大体育室等と合わせて利用されている状況を踏まえ、会議室等諸室も同様の時間区分に変更する。
- 変更後の利用時間区分での団体利用申請については、とどろきアリーナのメインアリーナ（同時に利用する諸室含む）は、平成25年4月1日に申請を開始する。とどろきアリーナのサブアリーナ全面、スポーツセンターの大体育室全面（いずれも同時に利用する諸室含む）は平成25年10月1日に申請を開始する。

その他の諸室については、利用月の4か月前の17日から23日の間に予約の申し込みができることから、平成25年12月17日に変更後の利用時間区分での予約の申し込みを開始する。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
現行	午前 9時～12時（3時間）			中間	午後 13時～16時30分（3時間30分）			中間	夜間 17時30分～21時30分（4時間）				
変更案	午前 9時～12時（3時間）			午後1 12時10分～15時10分（3時間）			午後2 15時20分～18時20分（3時間）		夜間 18時30分～21時30分（3時間）				

### (2) 駐車場有料化による、利用適正化

- 駐車場有料化に際しての料金の設定は、一定時間は無料とし、近傍の有料駐車場等を参考としたうえで、適正な料金となるよう検討する。
- 駐車場の管理は引き続き指定管理者が行う。

#### 【駐車場の現在の状況】

川崎市とどろきアリーナ	有料	323台	緑地内の共用駐車場
川崎市体育館	無料	25台	施設内駐車場
川崎市幸スポーツセンター	有料	73台	区役所等と共用
川崎市高津スポーツセンター	無料	54台	施設内駐車場
川崎市宮前スポーツセンター	無料	49台	施設内駐車場
川崎市多摩スポーツセンター	有料	140台	施設内駐車場
川崎市麻生スポーツセンター	無料	16台	施設内駐車場

## 4 今後の予定

平成24年8月～9月	パブリックコメント実施（8月23日～9月21日）
平成24年11月	議会報告（パブリックコメント実施結果） 改正条例議案を市議会へ提出
平成24年12月	条例公布 周知開始
平成25年4月	条例施行 「駐車場有料化」の運用開始 新たな「利用時間区分」での利用申請開始
平成26年4月	条例施行 新たな「利用時間区分」の運用開始

## 川崎市スポーツセンター条例等の 一部改正について

### 市民の皆様の御意見を募集します

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館(以下、「スポーツセンター等」といいます。)は、スポーツを通じて市民の皆様が健康で明るく、生きがいを持って生き活きたした生活を送ることができるよう、地域のスポーツ活動の拠点として各区に整備し、皆様に御利用いただいています。

このたび、スポーツセンター等の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、条例及び条例施行規則(以下、「条例等」といいます。)の一部改正を検討しています。

つきましては、条例等の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様様の御意見を募集します。

#### 1 意見の募集について

##### (1) 期間

平成 24 年 8 月 23 日(木)～平成 24 年 9 月 21 日(金)

※郵送の場合は当日消印有効です。

※直接お持ちになる場合は、土日祝日を除き、9 月 21 日の 17 時 15 分までをお願いします。

##### (2) 資料の配布場所

区役所、支所、出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ、とどろきアリーナ、

川崎市体育館、各スポーツセンター、石川記念武道館、市民・こども局市民スポーツ室

※市のホームページ(川崎市トップページ→意見公募)からも資料をダウンロードできます

##### (3) 意見の提出方法

ア 郵送

イ FAX

ウ 電子メール(市ホームページのパブリックコメントの専用フォーム利用)

エ 持参

##### (4) 提出先

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 5 階

市民・こども局 市民スポーツ室

FAX 番号:044-200-3599

#### 2 注意事項

(1) お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。

(御意見の概要とこれに対する市の考え方を市ホームページ及び上記1(2)と同じ場所で公表いたします。)

(2) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。

(3) 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

(4) 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

#### 3 意見募集に関するお問い合わせ先

上記1(4)の「市民・こども局市民スポーツ室」(電話:044-200-3312)までお願いします。

# 「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館（以下「スポーツセンター等」といいます。）の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、次の2点について見直しを検討しています。

## 〈 見直しを行う点 〉

- ①利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充
- ②駐車場の有料化による利用適正化

## 1 「利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充」について

### (1) 背景と目的

スポーツセンター等は市民の皆様のスポーツ活動の拠点として設置をしています。団体で御利用いただく場合については、事前に抽選を行っておりますが、ふれあいネットにおける年間の平均抽選倍率は高いところで30倍を超えるなど、市民の皆様が希望どおりにスポーツセンター等を利用することが難しい状況になっています。

平成22年度に行った「スポーツに関する市民アンケート」の結果では、「今後重要だと思うスポーツ振興施策」の1位に「活動場所の確保」があげられました。

また、より多くの市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう、利用形態の見直し等による既存スポーツ資産の有効活用について、現在本市で策定中の「川崎市スポーツ推進計画」に位置づけていく予定です。

これらの状況を踏まえ、スポーツセンター等の利用時間区分を見直し、**より多くの市民の皆様がスポーツセンター等を利用できる**よう図るものです。

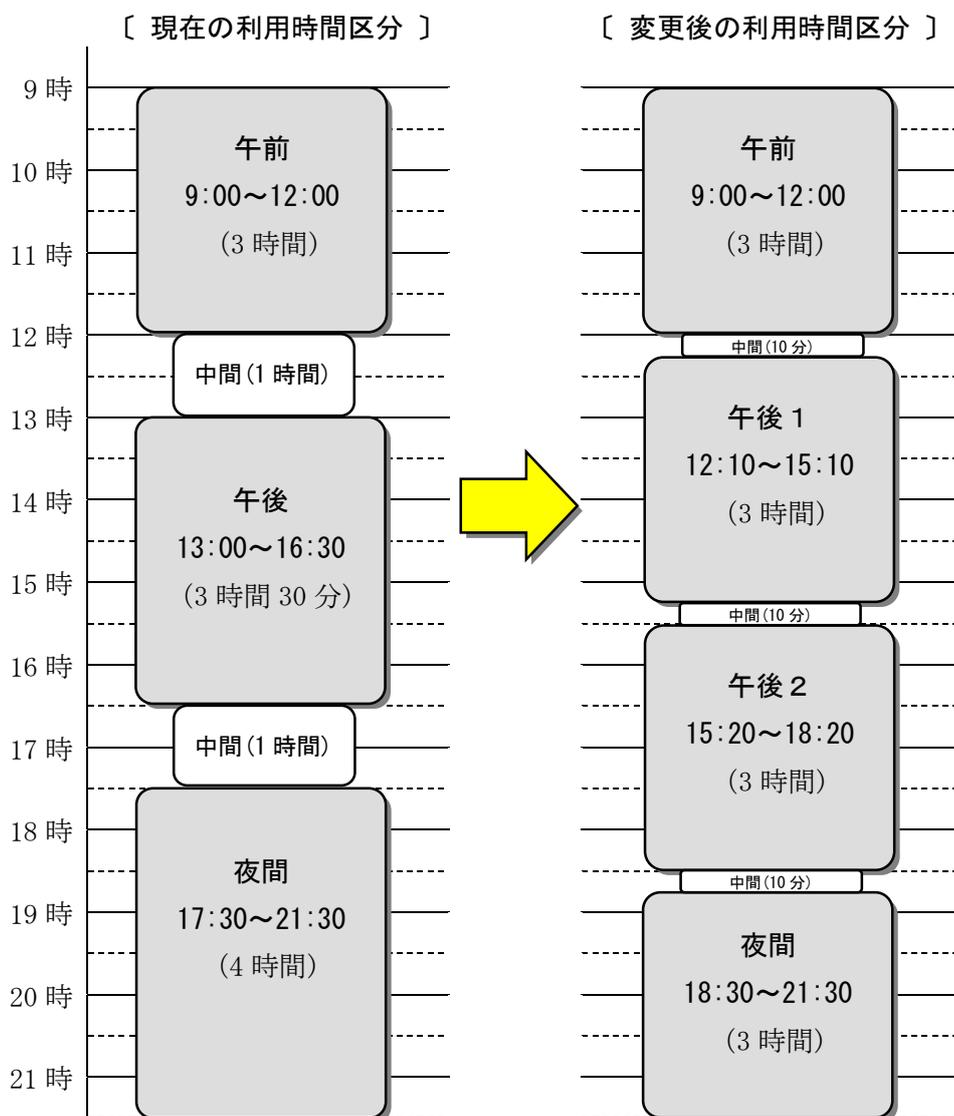
### (2) 見直しを行う内容

現在、スポーツセンター等では、利用できる時間帯を、①「午前：9時～12時（3時間）」、②「午後：13時～16時30分（3時間30分）」、③「夜間：17時30分～21時30分（4時間）」の3区分とし、各区分の間に施設の点検整備等のための「中間時間」を1時間設けています。

この1時間の中間時間の見直しと1区分当たりの利用時間を見直すことで、利用時間区分を1日当たり4区分とし、利用機会の拡充を図ります。

#### 〔見直しを行う項目〕

- 利用区分時間帯の間の「**中間時間**」を現在の**1時間から10分間**へ変更します。
  - 利用時間区分を**一律3時間とし、1日4区分**へ利用区分を増やします。
  - 変更後の利用時間区分における専用利用料金については、現在の料金をもとに利用時間に応じて設定します。なお、終日利用する「**全日利用**」については変更いたしません。
  - 会議室や研修室についても、大会開催などの際に、控え室や打ち合わせスペース等として利用されている状況を踏まえ、現在3区分で運営している諸室について、メインアリーナや大体育室に合わせて4区分へ変更します。
- （※ 温水プール、アーチェリー場、野球場、テニスコートなど、現在3区分で運営していない諸施設については変更いたしません。）



なお、この変更により、とどろきアリーナのメイン・サブアリーナ及び体育室、スポーツセンターの大・小体育室及び武道室、石川記念武道館の柔道・剣道場の利用時間区分を合計で年間8,000区分以上増やすことが可能となり、利用機会の拡充を図ることができます。(サブアリーナ及び大体育室は半面利用とし、市民大会等で同じ団体が終日利用する「全日利用」は区分が増加しないものとして計算しています。)

### (3) 対象施設

施設名称	対象となる諸室
川崎市とどろきアリーナ	メインアリーナ、サブアリーナ、研修室、体育室、トレーニング室、楽屋、選手控室、役員室
川崎市幸スポーツセンター	大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室
川崎市高津スポーツセンター	大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室
川崎市宮前スポーツセンター	大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室
川崎市多摩スポーツセンター	大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室
川崎市麻生スポーツセンター	大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室
川崎市石川記念武道館	柔道場、剣道場

※ なお、川崎市体育館については、平成26年度以降スポーツ・文化複合施設として整備が予定されているため、今回の見直しの対象とはしません。

#### (4) スケジュール

○平成 26 年 4 月 1 日の利用分から、利用時間区分を変更します。

※ なお、団体での利用については事前に予約の申し込みや利用申請を行う必要がありますが、これについては次のスケジュールのとおりとします。

#### [ スケジュール ]

利用形態・利用施設		平成 25 年度			H26 年度
		4 月 1 日	10 月 1 日	12 月 17 日	4 月 1 日
<b>■ 団体利用</b>					
とどろきアリーナ	メインアリーナ (同時に使用する諸室を含む)	新区分での利用申請の開始			新区分での利用の開始
	サブアリーナ (全面) (同時に使用する諸室を含む)		新区分での利用申請の開始		新区分での利用の開始
	サブアリーナ (半面) 体育室 研修室			新区分での利用予約の開始	新区分での利用の開始
スポーツセンター	大体育室 (全面) (同時に使用する諸室を含む)		新区分での利用申請の開始		新区分での利用の開始
	大体育室 (半面) 小体育室 武道室 研修室			新区分での利用予約の開始	新区分での利用の開始
石川記念武道館	柔道場 剣道場			新区分での利用予約の開始	新区分での利用の開始
<b>■ 個人利用</b>					新区分での利用の開始

## 2 「駐車場の有料化による、利用適正化」について

### (1) 背景と目的

現在、川崎市のスポーツセンター等に自動車で来館される方の駐車場については、とどろきアリーナ、幸スポーツセンター、多摩スポーツセンターは有料となっています。

一方で、川崎市体育館、高津スポーツセンター、宮前スポーツセンター及び麻生スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は無料のため、有料駐車場を御利用いただく方及びバスや電車などの交通機関を利用して来館される方との公平性など、受益者負担の観点から課題があります。

本市では平成 19 年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、平成 21 年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進し、有料化を開始しました。

また、平成 23～25 年度の 3 か年を計画期間とする「川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～」においても、公の施設に設置している駐車場の適正利用を推進することとしています。

これらを踏まえ、現在無料となっているスポーツセンター等の駐車場について、有料化することで、**受益者負担の公平性の観点からの利用適正化**を図ります。

また、駐車場の有料化により、一定の収入増が見込まれます。

## (2) 見直しを行う内容

○現在無料としているスポーツセンター等の駐車場の利用料金を、**一定時間は無料とし、一定時間の経過後は有料**とします。

○料金の設定は、近傍の有料駐車場等を参考とし、**適正な料金となるよう検討**します。

【参考】現在、多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車料金は、1 時間まで無料、1 時間を超え 2 時間まで 200 円、2 時間を超えた 30 分までごとに 100 円、当日 1 日最大料金は 1,000 円です。

## (3) 対象施設

- 川崎市体育館 駐車場
- 川崎市高津スポーツセンター 駐車場
- 川崎市宮前スポーツセンター 駐車場
- 川崎市麻生スポーツセンター 駐車場

※ 川崎市とどろきアリーナ、川崎市幸スポーツセンター、川崎市多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は既に有料化されているため、見直しの対象とはしません。

## (4) スケジュール

○平成 25 年 4 月 1 日から変更します。

※ 有料化に向け、市政だよりや市ホームページ、スポーツセンター等の利用者へのチラシ配布などを行い、広くお知らせをします。

## 意見書

<b>題名</b>	川崎市スポーツセンター条例等の一部改正について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地) *区名まで			
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 川崎市スポーツセンター条例等の一部改正に対する意見

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

<b>部署名</b>	市民・子ども局市民スポーツ室		
<b>電話番号</b>	044-200-3312	<b>FAX番号</b>	044-200-3599
<b>住所</b>	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階		